

議案第 1 4 2 号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例(平成22年久喜市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第12条第1項第3号を次のように改める。

(3) 意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、意思能力を有する成年被後見人の印鑑登録を可能とするため、この案を提出するものであります。